

東京都の最低工賃

家内労働者とは、主に自宅などで、業者から委託を受けて物品の製造・加工などを行うことを仕事としている方をいいます。

「専門的・内職的家内労働者」、「内職的家内労働者」、どちらにも「家内労働法」が適用されます。

なお、工賃は、納品から1か月以内（締切日を定める場合は、その日から1か月以内）に、全額を、現金で（家内労働者の同意があれば、金融機関への預貯金の振り込み等は可）支払わなければなりません。

この最低工賃額は最低額の意味ですから、これを下回る工賃で仕事を委託することはできません。たとえ、最低工賃額よりも低い工賃で仕事の委託を約束しても、最低工賃との差額を支払わなければなりません。違反した場合には、罰則（2万円以下の罰金）があります。

委託者の皆さんは家内労働法を守り、最低工賃額以上の工賃で仕事を委託しましょう。

東京都革靴製造業最低工賃

○ 適用対象者

東京都内において革靴製造業に係る製甲又は底付けの業務に従事する家内労働者及びその委託者

靴1足につき下記金額

業務	品目		規 格		工 程	金 額
			革の種類	型及びデザイン		
製 甲 靴	紳士靴		牛革の銀付き 又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	596 円
	婦 人 靴	パンプス		裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	525 円
		ショートブーツ		裏付き、ファスナー付き、はぎ付き（2か所）及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	940 円
		サンダル		牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ並びに美錠付け
底 付 け (セ メ ン テ ッ ド 方 式 に よ る も の に 限 る)	紳士靴		牛革の銀付き 又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、並びに本底張付け	506 円
	婦 人 靴	パンプス		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	560 円
				裏付き及びヒール付き及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	649 円
				裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	812 円
		サンダル	牛革の地生	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け	452 円

効力発生の日 平成 20 年 5 月 22 日

東京都電気機械器具製造業最低工賃

○ 適用対象者

東京都内において電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者及びその委託者

品 目	工 程	規 格	金 額
電気部品（プリント基板に用いるものに限る。）	整形のうち、足の曲げ		1個につき 1円05銭
プリント基板	部品の差し	2本のリード線について行うもの	1個につき 1円25銭
	部品の差し、折り曲げ及び切り		1個につき 2円30銭
	部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ		1個につき 5円95銭
	ICの差し	足の本数28本以下のもの	1個につき 2円50銭
		足の本数30本以上のもの	1個につき 3円20銭
	マスキング（後付け部品のための穴にテープを貼ることをいう。）	テープの幅6ミリメートル以下、長さ30ミリメートル以上70ミリメートル以下のものについて行うもの	1か所につき 85銭
コネクタ	差し（リード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。）	1端子につき 75銭	
シールド線	端末加工（表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。）	1しんで、かつ、15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1か所につき 2円95銭
	チューブ挿入（端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。）	15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1本につき 1円15銭
スライドスイッチ	端子差し	単独又は二以上連結した端子	1差しにつき 1円00銭

効力発生の日 平成19年2月10日

東京都婦人既製洋服製造業最低工賃

○ 適用対象者

東京都内において婦人既製洋服製造業に係るワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ（スラックス）のまよめの業務に従事する家内労働者及びその委託者

品目：ワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ（スラックス）

工 程	規 格	金 額
見返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔 に5針以上	1か所につき 13円
見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔 に3針以上	10センチメートルにつき 15円
すそまつり	針目が3センチメートル間隔 に4針以上	20センチメートルにつき 16円
スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 17円
かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 22円
	ウエスト用以外、小、2つ穴、	1組につき 19円
ボタンの付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 糸足つき根巻き2～3回	1個につき 8円
	18ミリメートル以下、2つ穴、 糸足つき根巻き4回以上	1個につき 10円
	20ミリメートル以上、4つ穴、 糸足つき根巻き2～3回	1個につき 9円
	20ミリメートル以上、4つ穴、 糸足つき根巻き4回以上	1個につき 11円
	2つ穴、カボタンつき	1個につき 14円
鎖糸ループ付け	糸ループの長さ 3センチメートル	1か所につき 8円
	糸ループの長さ 5センチメートル	1か所につき 12円
ベント止め又は プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 9円
そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔 に7針以上	10センチメートルにつき 16円
そで口裏まつり		10センチメートルにつき 15円
ファスナー裏まつり		10センチメートルにつき 15円
襟付けまつり		10センチメートルにつき 14円
ウエスト裏まつり		20センチメートルにつき 18円
肩パット付け	内パット	1組（1着分）につき 42円
	外パット	1組（1着分）につき 40円
カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1着分につき 48円
襟付け	襟カバーまつり、かんぬき止め	1枚につき 24円
バックル付け	ベルトの幅が5センチメートルの もの	1個につき 12円

効力発生の日 平成21年4月1日